

各社会福祉施設・事業所管理者様

愛媛県保健福祉部長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に係る
応援職員派遣等の調査について

各施設及び事業所におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止対策等にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

県では、6月19日から新型コロナウイルス感染症に係る警戒レベルを「感染警戒期」から「感染縮小期」に引き下げましたが、今後は、感染第二波に備え、社会福祉施設等における感染者発生に備えた体制強化を進めることが喫緊の課題となっております。

そこで、社会福祉施設等で感染者が発生した際に、深刻な問題となる職員不足に対応するため、感染者発生施設等に応援職員の派遣が可能な協力法人等の名簿を作成し、行政が連携して派遣調整を行う『えひめ福祉支援ネットワーク』（別添スキーム参照）を構築することといたしました。

つきましては、別添様式により、協力法人名簿への登録の希望等をご回答いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策に「オール愛媛」で取り組んでいくため、積極的なご参加をお願いします。

なお、感染者発生時に必要となる応援職員の旅費・宿泊費・危険手当等のかかりまし経費については、サービスの継続支援及び連携支援に係る補助金により支援を行いますので、ご活用ください。

記

1 提出様式

・様式1 「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係る応援職員派遣について」

・様式2 「応援職員登録票」

※様式2は、様式1で名簿への登録を「希望する」と回答した場合のみ提出が必要です。

2 提出期限

・様式1 令和2年6月30日（火）

・様式2 令和2年7月14日（火）

※追加・変更等がある場合は、その都度、提出してください。

3 提出先（別添提出先一覧参照）

【障害福祉施設・高齢者福祉施設】

施設・事業所の運営法人所在市町の担当課

【児童養護施設・救護施設】

愛媛県の各担当課

4 その他

- ・希望する、希望しないにかかわらず、全ての法人のご回答をお願いします。
- ・法人内の施設・事業所の回答を取りまとめて提出いただきますようお願いいたします。
- ・訪問サービス事業所及び短期入所サービス事業所には、別途「居宅サービス事業所における新型コロナウイルス感染症に係る協力体制について」（令和2年6月23日付け県保健福祉部長通知）をお送りしておりますので、併せてご回答ください。
- ・応援職員名簿に登録したことにより、応援を強制するものではありません。社会福祉施設で感染者が発生した場合、当該名簿を参考に、県及び松山市が応援調整を行います。
- ・協力法人名簿に登録いただいた法人に対しては、備蓄用衛生資材（マスク、アルコール、ガウン、手袋等）を提供するほか、新型コロナウイルス感染症に対応するための研修（感染者発生施設のゾーニング方法、PPE（個人防護具）の着脱方法、濃厚接触者へのサービス継続の際の留意点等）を実施する予定です。
- ・感染者発生時に必要となる応援職員の旅費・宿泊費・危険手当等のかかりまし経費については、以下の補助金により支援を行いますので、ご参照ください。

【児童養護施設等関係】

令和2年度愛媛県児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金（別途通知予定）

※松山市は、別途同様の補助金があります。

【障害福祉施設】

令和2年度愛媛県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金（令和2年6月23日付け県保健福祉部長通知）※松山市は、別途同様の補助金があります。

【高齢者福祉施設】

令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（令和2年6月23日付け県保健福祉部長通知）※松山市は、別途同様の補助金があります。

【救護施設】

※かかりまし経費についての財政支援を検討しております。

【担当課】

（救護施設関係）

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

（児童養護施設等関係）

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

（障害福祉施設関係）

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

（高齢者福祉施設関係）

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432